

亀山市告示第96号

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱（平成26年亀山市告示第137号）第5条第3項の規定により放置自転車等を保管したので、同告示第6条第1項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該放置自転車等の利用者等は、亀山市産業建設部用地管理課に申し出ること。

平成30年5月9日

亀山市長 櫻井義之

第1

- 1 放置自転車等の型式 自転車（不明）
- 2 車体番号 AK3002105
- 3 保管場所 亀山市野村町37番地3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 平成30年4月13日から同年7月13日まで
- 5 保管期間を経過した場合には、処分を行う。
- 6 その他の事項
  - (1) 色 黒
  - (2) 防犯登録 三重県警察 08-K-01886

第2

- 1 放置自転車等の型式 自転車（不明）
- 2 車体番号 不明
- 3 保管場所 亀山市野村町37番地3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 平成30年4月13日から同年7月13日まで
- 5 保管期間を経過した場合には、処分を行う。
- 6 その他の事項
  - (1) 色 銀
  - (2) 防犯登録 三重県警察 10-H-03689

第3

- 1 放置自転車等の型式 自転車（不明）
- 2 車体番号 S T R K F 1 2 1 4 1
- 3 保管場所 亀山市野村町 3 7 番地 3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 平成 3 0 年 4 月 1 3 日から同年 7 月 1 3 日まで
- 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
- 6 その他の事項
  - ( 1 ) 色 黒
  - ( 2 ) 防犯登録 三重県警察 1 2 - K - 4 3 4 7 9

#### 第 4

- 1 放置自転車等の型式 自転車（不明）
- 2 車体番号 G F 1 M 0 7 5 5 4
- 3 保管場所 亀山市野村町 3 7 番地 3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 平成 3 0 年 4 月 1 3 日から同年 7 月 1 3 日まで
- 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
- 6 その他の事項
  - ( 1 ) 色 銀
  - ( 2 ) 防犯登録 三重県警察 0 9 - H - 1 9 5 7 0

#### 第 5

- 1 放置自転車等の型式 自転車（不明）
- 2 車体番号 不明
- 3 保管場所 亀山市野村町 3 7 番地 3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 平成 3 0 年 4 月 1 3 日から同年 7 月 1 3 日まで
- 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
- 6 その他の事項 色 白

#### 第 6

- 1 放置自転車等の型式 自転車（不明）
- 2 車体番号 不明

- 3 保管場所 亀山市野村町37番地3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 平成30年4月13日から同年7月13日まで
- 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
- 6 その他の事項 色 青

## 第7

- 1 放置自転車等の型式 自転車(不明)
- 2 車体番号 R80313750
- 3 保管場所 亀山市野村町37番地3 土木資材倉庫
- 4 保管期間 平成30年4月13日から同年7月13日まで
- 5 保管期間を経過した場合においては、処分を行う。
- 6 その他の事項 色 白